

制限回数超えの診療について

当院では、リハビリテーションの実施期限（脳血管疾患 180 日、運動器 150 日、廃用症候群 120 日、呼吸器 90 日）を超えて、月 14 単位以上のリハビリテーションを希望される患者様、または 1 日に 7 単位以上のリハビリテーションを希望される患者様は、下記の料金（1 単位 20 分あたり・税込）により、制限単位数・回数を超えてリハビリテーションを受けることができます。

★ 料 金 表 ★（2023 年 9 月 1 日～）

診 療 項 目	費用 20 分あたり
1 日 7 単位（140 分）以上のリハビリテーション	下記に準ずる
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	2, 6 9 5 円
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	1, 9 8 0 円
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	2, 0 3 5 円
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	1, 9 2 5 円

ご不明な点、ご質問等ございましたら、医事課までお問い合わせください。